

どさんこ若者応援プロジェクト  
「地域活動支援事業」 交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北海道こども・若者応援協会（以下「応援協」という。）がどさんこ若者応援プロジェクト実施要綱に基づき交付するどさんこ若者応援プロジェクト「地域活動支援事業」の交付金の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 若者が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とする。

(交付対象活動)

第3条 別記に掲げる活動を交付金の交付の対象とする。

(交付対象外の活動)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は、交付金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 他の団体への助成活動
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動

(交付対象団体)

第5条 交付対象団体は、地域の若者で構成（構成員の年齢が10代から30代（一部支援者を除く。）であること。）し、第2条の目的に沿った活動を行う若者団体・グループ（以下「若者団体等」という。）であって、次の各号にいずれにも該当するものとする。

- (1) 若者団体等の構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがるものであること。
- (2) 交付金の交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる若者団体等であること。

(交付対象経費)

第6条 交付金の対象となる経費は、活動を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（茶菓、弁当などの食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び借上料

(交付金の上限額)

第7条 交付する交付金の額は、1事業15万円を上限とする。

(交付対象事業の募集)

第8条 交付対象事業は、応援協のホームページで公募するとともに、公募に当たっては、市町村、市町村教育委員会の協力を得るものとする。

(事業計画)

第9条 若者団体等が交付金の交付を申請しようとするときは、あらかじめ事業計画書を別記様式1により作成し、会長に提出するものとする。

2 前項の計画書の提出時期は、会長が別に定める。

(審査)

第10条 会長は、前条に基づき若者団体等から提出のあった事業計画書について、審査を行う。

(審査委員会)

第11条 会長は、前条の審査を適切に行うため、別に定める審査委員会を設置する。

(審査結果の通知)

第12条 会長は、前条の審査委員会の結果を踏まえ、若者団体等に審査結果を通知する。

(交付金の交付申請)

第13条 前条の通知を受けた若者団体等が交付金の交付の申請をしようとするときは、会長に対し別記様式2の交付金交付申請書をその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第14条 会長は、前条の規定による交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、交付金の交付を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を団体等に通知する。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき、修正を加え交付金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第15条 会長は、前条による交付の決定をする場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の10分の1を超えるときは、あらかじめ、交付金変更承認申請書を会長に提出し、審査した後、会長の承認を受けること（会長が定める軽微な変更は除く。）。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付金に係る事業中止承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告しその指示を受けること

(事情変更による決定の取消し等)

第 16 条 交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第 14 条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(交付金の交付)

第 17 条 交付金は、第 21 条の規定による交付金の額の確定後において交付するものとする。ただし、会長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

(事業の遂行)

第 18 条 交付の決定を受けた青年団体等（以下「交付決定事業者」という。）は、善良な管理者の注意をもって交付事業を行わなければならない、いやしくも交付金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告等)

第 19 条 会長は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 20 条 交付決定事業者は、事業が完了した日（第 15 条第 1 号の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して 60 日を経過した日又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 21 条 会長は、前条の報告書の提出を受けたときは、報告書及び精算書の審査及び必要に応じて交付決定事業者に対してヒアリング等を行い、事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、交付決定事業者に通知する。

(決定の取消)

第 22 条 会長は、交付決定事業者が交付金を他の用途に使用し、その他交付事業に関して交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、交付金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 14 条の規定による交付金の決定後においても準用する。

(交付金の返還)

第 23 条 会長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、交付決定事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、すでにその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第24条 交付決定事業者は、第22条第1項の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を育成協に納付しなければならない。

2 交付決定事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を育成協に納付しなければならない。

3 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(帳簿及び証拠書類の備付け)

第25条 交付決定事業者は、当該交付事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第26条 その他この事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

元気づくりプロジェクト  
地域活動支援事業交付金交付対象活動

交 付 対 象 活 動
① 地域の安全・安心を高める活動
② 交流によって、人と人とのつながりを強める活動
③ 子どもの体験活動を広げる活動
④ 障がい者、高齢者などの生活支援を進める活動
⑤ 市街地の活性化を進める活動
⑥ 地場産品や地域資源の活用などによる地域おこしを進める活動
⑦ 環境の保全を進める活動
⑧ 地域の文化・芸術・スポーツを振興する活動
⑨ 地域の情報発信を強める活動
⑩ ニュービジネスを起ち上げる活動
⑪ 青年の社会参加を促進する活動
⑫ その他、地域を活性化し地域の元気を生み出すことができる活動